

平成 27 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 共同ピーアール株式会社 代表者名 代表取締役社長 上村 巍 (JASDAQ・コード番号:2436) 問合せ先責任者 経営企画室長 植松 善洋 電 話 03-3571-5172

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 20 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 27 年 3 月 27 日開催予定の第 51 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 変更の目的

平成 26 年 6 月 27 日に「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下「改正会社法」といいます。)が公布され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、改正会社法の施行日である平成 27 年 5 月 1 日に、現行定款第 33 条第 2 項及び第 45 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 33 条第 2 項(取締役の責任免除)の規定の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

別添のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更を付議する株主総会開催日 平成 27 年 3 月 27 日 (予定) 定款変更の効力発生日 平成 27 年 5 月 1 日 変更の内容 変更の内容は次のとおりであります (下線は変更部分を示します。)。

(別 添)

 現
 行
 定
 款

 第4章
 取締役及び取締役会

(取締役の責任免除)

第33条 (条文省略)

② 当会社は、社外取締役との間で、 当該社外取締役の会社法第 423 条 第1項の責任につき、法令が定め る額を限度として責任を負担する 契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)

第45条 (条文省略)

② 当会社は、<u>社外監査役</u>との間で、 <u>当該社外監査役</u>の会社法第 423 条 第1項の責任につき、法令が定め る額を限度として責任を負担する 契約を締結することができる。 
 気
 犬
 米

 第4章 取締役および取締役会

(取締役の責任免除) 第33条 (条文省略)

> ② 当会社は、業務執行役取締役等で はない取締役との間で、当該取締 役の会社法第 423 条第1項の責任 につき、法令が定める額を限度と して責任を負担する契約を締結す ることができる。

第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)

第45条 (条文省略)

② 当会社は、<u>監査役</u>との間で、<u>当該</u> <u>監査役</u>の会社法第 423 条第1項の 責任につき、法令が定める額を限 度として責任を負担する契約を締 結することができる。

以上